## 二級 建築士免許申請書 木造

※受付欄			※登録番号				第		号			
			*	登録	录年月日			年		月		日
オ人 パゴ	二級 建築士の免許を 造	受けたい	いので、本	籍の	記載のあ	る住民	票の写	しを	添え	、申請し	します	0
私は、下記事	<b>事項が真実で、かつ</b> 正	産確であ	ることを誓	誓い	ます。							
	年	月	日									
福井県指定登	፟፟፟፟፟፟፟	. 様			氏名							
ふりがな	(個开宗廷宋上云云及	t 13K	,,	I. #								
氏 名				主年 月日	年	月	日	生	性別	男□	女	
本籍			·						(1)	写真 縦 4.5cm		5cm
	<del>-</del>								` '	写真の裏		
現住所										び撮影年		
			電話		Т					てのりで! ださい。	貼り付け	ナて
	二級建築士試験またり	は木造建	は築士試験 に	に合	格した年			年	\ <i>\</i>	591,0		
試験	合格通知書	年 月	1 HI	合格				号		貼付した こ転写さ:		
	日			番号 蒸工	<b>建筑宝</b> 教		□ 3	建筑	宇教	(A) 7)		
登録申請区分	□ 1 子座のの   □ 4 建築設備士				生来天伤 法第 4 条 5	百	□ 3	建末	:大/力	V) V,		
	学校名						入学·卒業(修			 뽅(修了)	 修了)年月	
1 学歴により申								4	丰	 月入	.学	
請する場合のみ								4	丰	月卒	業(修	了)
記入									丰	月入		
				<u> </u>					丰		業(修	
	学校名	学部	名·学科名	1	入学·卒	文業(修	了)年月		建築実務経験			·計
2 学歴+建築 実務により申請					年		月入学					
する場合のみ					年 月卒業(修了)			   年 月			月	
記入					年		入学 <del>玄<b>*</b>(//</del> /	<del></del>				•
					年	月-	卒業(修	》〔〕				
3 建築実務のみに より申請する場合 のみ記入	建築実務経験期間の	合計								年		月
4 建築設備士によ					登録者	番号	第				号	•
り申請する場合の み記入					登録年月日			Ē	月	日	İ	
5 建築士法第4条	免許名称	免	色許者名		免訓	午の年月	月日		資格	<b>A認定書</b>	の年月	月日
第5項により申請 する場合のみ記入						年	月	日		年	月	日

	1	禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。	ある□	]	ない□			
		あるときはその罪および刑 あるときはその刑の執行を終わり、または執行を受けることが なくなった日	年	月	日			
	2	建築士法の規定に違反して、または建築物の建築に関し罪を犯して 罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪および刑	ある□	]	ない□			
欠		あるときはその刑の執行を終わり、または執行を受けることが なくなった日	年	月	日			
格	3	建築士法第9条第1項第4号または第10条第1項の規定により 一級建築士、二級建築士または木造建築士の免許を取り消された ことがありますか。	ある□	]	ない□			
事由		あるときは、その日	年	月	日			
Ш	4	建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、 その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により 一級建築士、二級建築士または木造建築士の免許を取り消された ことがありますか。	ある□	]	ない□			
		業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間	年 年	月月	日から 日まで			
	5	精神の機能の障害により二級建築士または木造建築士の業務を 適切に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を 適正に行うことができない状態ですか。	はい□		いいえ□			
	手数料振込受付証明書貼付欄							
		※この枠内に貼付して下さい。 ※貼る前に必ずコピーをとり保管しておいてください。						
※審	査							

- 注1 数字は、算用数字を用いてください。
  - 2 ※欄は記入しないでください。
  - 3 □のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。

以下の事項は、円滑な登録実施のために必要となりますので、記入にご協力ください。

告示等	□ 5 0 大学・短大・高専卒 40 単位	│ □ 5 1 職能大(短大)卒 40 単位	□ 5 2   大学・短大・高専・   職能大等卒   30 単位	□ 5 3   大学・短大・高専・   職能大等卒   20 単位		
	□ 5 4 高校・中学卒 20 単位	□ 5 5   高校·中学卒   15 単位	□ 5 6 専修(高校卒) 2 年以上 40 単位	□ 5 7 専修(高校卒) 2 年以上 30 単位		
(登録申請時) に基づく学歴等区分	□ 5 8 専修(高校卒) 1 年以上 20 単位	□ 5 9 専修・職訓校(中学卒) 2 年以上 15 単位	□ 6 0 専修・職訓校(中学卒) 1 年以上 10 単位	□ 6 1 職訓校(高校卒) 3 年以上 30 単位		
区分	□ 6 2 職訓校(高校卒) 1年以上 20単位	□ 6 3 職訓校(中学卒) 3 年以上 20 単位	□ 6 4 実務経験	□ 6 5 その他 (建築設備士等)		